

平成27年第5回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成27年5月22日（金） 午後3時00分開議
2. 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
3. 会議録署名人 教育委員 井上 明美
4. 出席者 教育委員 5名  
事務局 10名
5. 傍聴人 なし
6. 提出された議題（議事） 以下のとおり
7. 会議の大要
  - (1) 開会  
平澤委員長 午後3時00分開会を宣す。
  - (2) 議事録署名人の指名  
平澤委員長 井上委員を指名する。
  - (3) 教育長の報告  
今泉教育長 別紙により教育長事務報告をする。  
平澤委員長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。  
各委員 (特になしの声)  
平澤委員長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
  - (4) 議事  
平澤委員長 続きまして、議事に入ります。「報告第8号 専決処分の承認を求め  
ることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。  
事務局 原案に基づいて説明をする。  
平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。  
各委員 (特になしの声)  
平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ご  
ざいませんでしょうか。  
各委員 (異議なしの声)  
平澤委員長 異議なしと認め、「報告第8号 専決処分の承認を求めることについ  
て」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「報告第9号 専決処分の承認を求めることについて」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「報告第9号 専決処分の承認を求めることについて」は、原案のとおり承認いたします。

平澤委員長 次に「議案第34号 笠間市教育委員会委員の辞職の同意を求めることについて」を上程し、今泉教育長より説明を求めます。

今泉教育長 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 只今、今泉教育長より説明がございましたが、本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、自己の一身上に関する議事となることから、今泉教育長の退席を求めます。

(今泉教育長退席)

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

柴山委員 新制度では、新しい教育長の任期は3年ということでしょうか。

平澤委員長 そうですね。新しい法律の適用ということですね。

小野瀬委員 すでに茨城県の教育長やどこかの市町村が新制度適用と報道されておりましたね。

事務局 県内では4つの市町村がすでに新制度に移行しています。そのうち2つの市町村は任期満了で、残りの2つは任期途中の辞職によるものです。

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、「議案第34号 笠間市教育委員会委員の辞職の同意を求めることについて」は、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 それでは、今泉教育長の退席を解きます。

(今泉教育長着席)

平澤委員長 次に、議案第35号ですが、本案は特定の個人が識別される案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、審議を非公開としたいと思いますがいかがでし

ようか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 異議なしと認め、議案第35号の審議については非公開といたします。

### 【議案第35号】

(非公開)

平澤委員長 それでは、非公開の案件が終了しましたので会議の非公開を解除いたします。

平澤委員長 次に「議案第36号 笠間市外国語指導助手任用規則について」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

柴山委員 年金についての記載はありますか。

事務局 第28条で社会保険適用について記載しています。

柴山委員 年金について外国語指導助手は最大3年間免除される規則があるのですが、その記載がありません。

事務局 それは厚生年金保険法の中にあり、今回の規則では、社会保険等の加入については、厚生年金保険法に規定する厚生年金の定めるところによると記載しています。加入や返還については手続きや運用の中で行います。

柴山委員 これは契約書ですか。

事務局 契約書ではありません。

柴山委員 では、契約書を見せていただけますか。

事務局 この規則を基に契約書を作成するため、今後作成予定です。

平澤委員長 附則に、この規則は公布の日から施行する、とありますが、公布はいつの予定ですか。

事務局 本日可決いただければ、来週には公布できるかと思います。

柴山委員 すでに、外国語指導助手の人たちは来日されているのですか。

事務局 8月頃に来日予定です。

柴山委員 今いる人たちは今年の8月までということですか。

事務局 今いる人たちは英語指導助手で、本規則の対象は外国語指導助手です。JETプログラムを利用して新たに招致する方々です。

柴山委員 英語指導助手は今何人いますか。

事務局 10人です。

柴山委員 その人たちは辞めるのですか。

事務局 いいえ、辞めません。

柴山委員 この外国語指導助手というのは、英語指導助手とは異なり、別の団体から来るということですか。

事務局 そうです。現在、英語指導助手は学校を掛け持ちしているの  
で、各学校に常に1人はいられるようにJETプログラムを活用する  
予定です。

柴山委員 外国語指導助手の報酬は1年目で月額28万円ですが、  
英語指導助手の報酬は1年目でいくらですか。

事務局 月額30万円です。

柴山委員 試用期間はありますか。

事務局 ありません。はじめから月額30万円です。

柴山委員 外国語指導助手は月額28万円ですが、文句は出ない  
のでしょうか。

事務局 JETプログラムにて任用する規則が国際化協会にて  
定められているため、この金額になっています。

柴山委員 それは知っていますが、文句は出ないのでしょうか。  
というのは、外国の方のコミュニティサイトで、こういった情報は  
すぐに回ります。同じ業務で金額が違うのは不公平ではない  
でしょうか。

事務局 勤務時間に違いがあったり、外国語指導助手は来日時  
にある程度の手当てもあります。

柴山委員 では、報酬は実際には同じにするのですか。

事務局 いいえ、しません。外国語指導助手の報酬は、国際化  
協会にて定められているものです。また、直接雇用である英語  
指導助手の報酬額は、納得してご契約いただいている  
ものです。

平澤委員長 契約なので、契約書に則って納得して働いたり、  
不満でほかのところに行ったりもあるでしょうね。

柴山委員 試用期間がないのは、疑問ですね。もうすでに、  
契約はしてあるのですか。

事務局 契約は、配属となる自治体と行います。募集の段階で  
雇用条件を提示し、その後配属が決まります。そして、こちら  
から詳細な雇用条件を提示して来日していただき、契約を  
行います。

柴山委員 税制に関して協定のある国もありますよね。

事務局 はい、あります。ただ2年目から住民税はかかります。

柴山委員 わかりました。

事務局 なぜ英語指導助手を増やすのではなく、新たに外国語  
指導助手を採用するかですが、地方交付税措置があるので市  
としての負担を少なくすることができるためです。

平澤委員長 その他何かございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決  
することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 それでは、異議なしと認め、「議案第36号 笠間  
市外国語指導助手任用規則について」は、原案のとおり可決  
いたします。

平澤委員長 次に「議案第37号 笠間市英語指導助手就業規則  
の一部を改正す

る規則について」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長 それでは、異議なしと認め、「議案第37号 笠間市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決いたします。

平澤委員長 次に「議案第38号 平成27年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて」を上程し、事務局より説明を求めます。

事務局 原案に基づいて説明をする。

平澤委員長 これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

井上委員 「笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の中にある国際交流員とは何ですか。

事務局 担当する部署は市民活動課になります。JETプログラムを活用して、国際交流に携わっていただく予定です。

井上委員 先程の外国語指導助手とは別ですか。

事務局 はい、別です。

井上委員 また、一般会計補正予算の歳出にある給食センターはどちらの給食センターですか。

事務局 笠間給食センターです。蒸気用配管にある減圧弁に水が溜まって、安全弁が作動してしまいます。水は本来、浸透枳へ流れるのですが逆流して水が溜まってしまうようです。

小野瀬委員 寺子屋事業の利用者の負担金は352万円のように、どのようになっていますか。

事務局 まず人数ですが、笠間地区で小学5、6年生がそれぞれ30名程度、友部地区で小学5、6年生がそれぞれ30名程度、岩間地区で小学5、6年生がそれぞれ20名程度であり、ほぼ満員状態です。負担金は、英語のみは1,000円で、ほかに、国語と算数を受ける場合と、英語・国語・算数の全てを受ける場合があり、全部で3段階に金額の設定をしています。負担金は参加のための費用で、ほかに教材費等を実費負担していただいています。

平澤委員長 その他何かございますか。

各委員 (特になしの声)

平澤委員長 それでは、採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

平澤委員長            それでは、異議なしと認め、「議案第38号 平成27年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて」は、原案のとおり可決いたします。

(5) その他            なし

(6) 閉会  
平澤委員長            午後4時41分閉会を宣す。

#### 8. 議決事項

報告第8号	専決処分の承認を求めることについて	承認
報告第9号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第34号	笠間市教育委員会委員の辞職の同意を求めることについて	可決
議案第35号	高齢者叙勲の推薦について	可決
議案第36号	笠間市外国語指導助手任用規則について	可決
議案第37号	笠間市英語指導助手就業規則の一部を改正する規則について	可決
議案第38号	平成27年第2回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決